

令和 8 年 9 月 7 日付け公告の内容

北海道帯広市、河西郡中札内村、同郡更別村及び中川郡幕別町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする札内川流域土地改良事業（かんがい排水）を国営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第 5 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づく協議をしたので、同法第 85 条第 6 項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

当該計画の概要に意見がある者は、同条第 7 項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
国営札内川流域土地改良事業計画概要書（かんがい排水）
- 2 縦覧の期間
令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 28 日まで
- 3 縦覧の場所
帯広市、中札内村、更別村及び幕別町の各ウェブサイト
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
rural@city.obihiro.hokkaido.jp
 - (2) 意見書の提出期限
令和 8 年 9 月 28 日
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせする場合がありますため、お尋ねするものです。
 - ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ④ 電話での意見はお受けできません。
 - ⑤ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、帯広市農村振興課までお問い合わせください。

(別紙)

市町村名	字名	地域及び 現況地目	備考
帯広市	愛国町、以平町、幸福町、桜木町、 昭和町、泉町、大正町、中島町	一部の畑	
中札内村	栄、共栄、協和、興和、元更別、 元札内、元大正、上札内、常盤、 新札内、新札内南、新生、西戸蔭、 西札内、中戸蔭、中札内、東戸蔭、 南札内、南常盤	一部の畑	
更別村	弘和、更南、更別、上更別、勢雄	一部の畑	
幕別町	依田、栄、猿別、駒畠、軍岡、古 舞、五位、弘和、糠内、札内みず ほ町、新和、中里、途別、南勢、 美川、明倫	一部の畑	